	法人の欠損金額 ・ (法第72条の2第1						法人名			
	前 所 得 金 額 表9の①	1		Ħ	所	得 限(別表9の		額	2	L
	投	資	額	残	額	の	Ē	†	算	
投 資 の 智	質の累計額	3		円	投	資 額 ③ -		額	5	L
受けた金	. 特 例 の 適 用 る 額 の 累 計 額 の⑥の合計額)				当期に	特例の適 (⑫の		けた金額	6	
	超 過	控	除	対	象	額	の	計	算	
特例事業年度	特例対象控除 未済欠損金額等 (別表9の③)	場合の当 (当該特例表9の③と) 一当該特例別表9の④うち少ない金	所用がない	⑦ の う ち 控 除 可 ⑦ - (マイナスの ⁵	能額	投資額 ⑤ 一(当該 年度前の⑫	特例事業	限度	算入超過額 該特例事業 (②)	超過控除対象額 (⑨、⑪と⑪のうち少 ^業 ない金額
	7		8		9		10		11)	12
: :	F		円		円		円		F	H H
: :										
計										

	法人の欠損金額 (法第72条の2第1						法人名				ラフ フ チ ナ
	前 所 得 金 額 表9の①	1		Ħ	所	得 限(別表9の		額	2	F	
	投	資	額	残	額	の	Ē	†	算		
投 資 の 客	質の累計額	3		円	投	資 ③ -		額	5	F	円 打 上
受けた金	. 特 例 の 適 用 を 額 の 累 計 額 の⑥の合計額)	4			当期に	特例の適り		けた金額	6		`
	超 過	控	除	対	象	額	Ø	計	算		
特例事業年度	特例対象控除 未済欠損金額等 (別表9の③)	特例の適当 場合の当該の3 も も も も も も も も も も り る り る り る り る り る	期控除額 業年度の別別表9の② 業年度前の ご会計額)の	⑦ の う ち 控 除 可 ⑦ - (マイナスの ^は	能額	投資額 ⑤ 一(当該 年度前の⑫	特例事業	限度	算 入 超 過 額 該特例事業 ⑫)	超過控除対象を (⑨、⑪と⑪のうちを ない金額	
	7	_	8		9		10		11)	12	1
: :	P		円		円		円		円	P	円
: :											
計											